

京都市消防局訓令甲第7号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月29日

京都市消防局長 山内 博貴

第8条を次のように改める。

第8条 予防部長は、所管業務について、査察業務に従事する職員をあらかじめ指名するものとする。

2 署長は、査察対象物を担当する査察員をあらかじめ指名するものとする。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第74条第1項中「第4項」を「第3項」に、「通知するものとする。」を「通知するとともに、登録申請に係る事業場等に対して電話、現地確認その他の方法により調査を行い、必要に応じて消防庁長官に意見を申し入れるものとする。」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第111条第1項中「規定により」の右に「全出力が20キロワットを超え50キロワット以下の」を加える。

別表第2の2中「第37条の2」を「第37条」に改める。

第22号様式を次のように改める。

第22号様式 削除

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に現に掲げている制札については、当分の間、署長は、維持に関して必要な措置を講じるものとする。

(消防局予防部予防課)